

## 行動計画案（施策体系）

基本目標	課題	施策の方向
I 男女共同参画の推進に向けた意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	(1) 男女共同参画の理解の促進と制度・慣行の見直し <b>Ⅲ8(1)</b> (2) メディアにおける人権意識啓発と男女共同参画の推進 <b>同上</b> (3) 男女共同参画に関する調査・研究の充実 <b>Ⅲ9(1)</b>
	2 男女共同参画の視点に立った働き方の見直し <b>女</b>	(1) 企業・団体における男女共同参画の推進 <b>I1(2)</b>
	3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校における男女平等教育の推進 <b>Ⅲ8(2)</b> (2) 家庭における男女共同参画教育の推進 <b>Ⅲ8(2)</b> (3) 地域における男女共同参画学習の推進 <b>Ⅲ8(2)</b>
	4 男女共同参画を推進する市民団体等の育成と支援	(1) 男女共同参画を推進する市民団体等の育成 <b>I4(1)</b> (2) 男女共同参画を推進する市民団体等の支援 <b>I4(1)</b>
II 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大 <b>女</b>	(1) 審議会等への女性の参画促進 <b>I1(1)</b> (2) 方針決定及び指導的地位への女性の参画の拡大 <b>I1(1)(2)</b> (3) 政策・方針の立案及び決定過程の透明性の確保 <b>I1</b>
	2 女性の人材育成と男女共同参画意識の高揚 <b>女</b>	(1) 女性の参画意識の高揚 <b>I1</b> (2) 方針の立案及び決定過程に参画できる女性の人材育成 <b>I1</b>
	3 地域活動における指導的地位への女性の参画の拡大 <b>女</b>	(1) 地域における指導的地位への女性の参画の拡大 <b>I1(3)</b>
	4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と女性の参画の拡大 <b>女</b>	(1) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立、普及啓発と女性の参画の拡大 <b>Ⅱ6(3)</b>
III 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現	1 職業生活における女性の活躍促進 <b>女</b>	(1) 男女の雇用機会の均等及び平等な登用・待遇の促進 <b>I2(1)</b> (2) 柔軟な働き方に対応した環境整備 <b>I3(2)</b> (3) 女性の就業継続、再就職に向けた支援 <b>I3(3)</b> (4) 労働相談窓口の充実 <b>I2(1)</b> (5) 男女のそれぞれ少ない分野への参画 <b>Ⅲ9(1)</b>
	2 自営の商工業や農林水産業における女性の活躍促進 <b>女</b>	(1) 女性の起業に対する支援 <b>I3(3)</b> (2) 自営の商工業や農林水産業における女性の活躍促進 <b>I3(3), I4(2)</b>
IV ワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 <b>女</b>	(1) 仕事と仕事以外の生活の充実と調和の推進 <b>I3(1)</b>
	2 安心して出産・育児のできる環境の整備 <b>女</b>	(1) 働く女性の妊娠・出産に関する制度の充実 <b>I2(2), Ⅲ9(2)</b> (2) 子どもの健やかな成長を守るための支援策の拡充 <b>Ⅲ9(2)</b> (3) 男性が出産・育児に関わる制度の利用促進 <b>I3(1)</b>
	3 男女の仕事と家事、介護、地域活動等の両立支援 <b>女</b>	(1) 家庭生活における男女共同参画の促進 <b>Ⅲ8(2), Ⅲ9(2)</b> (2) 地域社会における男女共同参画の促進 <b>Ⅲ8(2)</b>
	4 地域特性を生かした推進	(1) 地域コミュニティを生かした男女共同参画の推進 <b>I4(3)</b> (2) 男女共同参画推進拠点施設等の充実 <b>I4(3)</b>
V 女性の権利と身体が守られ、だれもが安心して暮らせる社会の実現	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶取組の強化 <b>D</b>	(1) 女性に対するあらゆる暴力（DV・性暴力・ストーカー等）の予防と根絶のための意識啓発 <b>Ⅱ5(1)</b> (2) セクシャルハラスメント防止対策等の推進 <b>I2(3)</b>
	2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進 <b>D</b>	(1) DVの早期発見及び相談支援体制の充実 <b>Ⅲ5(2)</b> (2) 被害者の安全確保と自立支援の充実 <b>Ⅲ5(2)</b> (3) DV防止・若年層への啓発活動の充実 <b>Ⅲ5(2)</b> (4) 関係機関等との連携強化と協力 <b>Ⅲ5(2)</b>
	3 生涯を通じた女性の健康支援	(1) 女性の健康づくりの推進 <b>Ⅱ7(1)</b> (2) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供 <b>Ⅱ7(2)</b> (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の促進 <b>Ⅱ7(3)</b> (4) 男女がともに女性の健康について学ぶ機会の提供 <b>Ⅱ7(1)</b>
	4 困難な状況に置かれている人々への支援	(1) ひとり親家庭等に対する支援の充実 <b>Ⅱ6(1)</b> (2) だれもが経済的に自立し生活するための支援の充実 <b>Ⅱ6(1)</b> (3) 高齢者や障害のある人のための介護・福祉サービスの充実 <b>Ⅱ6(2)</b> (4) 安心して暮らせるまちづくりと社会参画の推進 <b>Ⅱ6(2)</b>
VI 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	1 国際的な概念や考え方の理解	(1) 国際的な視野からの啓発・教育と人材の育成 <b>Ⅲ10(1)</b> (2) 国際社会の情報の収集と活用の促進 <b>Ⅲ10(1)</b>
	2 多文化が共生する社会づくり	(1) 国際交流の推進 <b>Ⅲ10(1)</b> (2) 多言語化での情報提供や相談体制の充実 <b>Ⅲ10(1)</b>



基本目標	方針	施策の方向
I あらゆる分野における女性の参画の拡大	1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大 <b>女</b>	(1) 地域団体における女性の参画の促進 <b>Ⅱ3(1)</b> (2) 企業・団体等における女性の参画の促進 <b>I2(1)</b> (3) 行政分野における女性の参画の拡大 <b>Ⅱ1(2)</b>
	2 雇用の分野における男女共同参画の推進 <b>女</b>	(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 <b>Ⅲ1(1)(4)</b> (2) 働く女性の妊娠・出産に関わる保護 <b>Ⅳ2(1)</b> (3) 職場における各種ハラスメントの防止啓発 <b>V1(2)</b>
	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の実現 <b>女</b>	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 <b>Ⅳ1(1)</b> (2) 柔軟な働き方に対応した環境整備 <b>Ⅱ1(2)</b> (3) 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援 <b>Ⅲ1(3), Ⅲ2(1)(2)</b>
	4 地域社会における男女共同参画の推進 <b>女</b>	(1) 男女共同参画を推進する市民団体等の育成と支援 <b>I4(1)(2)</b> (2) 地域特性を生かした推進 <b>Ⅳ4(1)(2)</b>
II 安全・安心な暮らしの実現	5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 <b>D</b>	(1) 女性等に対するあらゆる暴力への対策の推進 <b>V1(1)</b> (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 <b>V2(1)(2)(3)(4)</b> (3) 若い世代への啓発活動の充実 <b>V2(3)</b>
	6 誰もが安心して暮らせるまちづくり <b>困</b>	(1) 困難を抱える人々への支援 <b>V4(1)(2)</b> (2) 高齢者や障害のある人、外国人等多様な人々に対する支援 <b>V4(3)(4)</b> (3) 災害対策における男女共同参画の推進 <b>Ⅱ4(1)</b>
	7 生涯を通じた健康づくりの支援	(1) 女性の健康づくりの支援 <b>V3(1)(4)</b> (2) 妊娠出産等に関する女性の健康支援 <b>V3(2)</b> (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進 <b>V3(3)</b>
III 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実	8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進	(1) 市民に浸透する広報活動の展開 <b>I1(1)(2)</b> (2) 男性や若い世代の男女共同参画の理解促進 <b>I1(1)</b> (3) 学校・家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進 <b>Ⅳ3(1)(2)</b>
	9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	(1) 男女共同参画に関する調査・研究の充実 <b>I1(3)</b> (2) 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備 <b>Ⅳ2(1)(2)</b> (3) 男女の多様な選択を可能とする <b>Ⅳ2(1)(2)</b>
	10 多様な文化の尊重及び理解の促進	(1) 国際社会との連携及び協調の促進 <b>V1(2)</b>

女 は「女性活躍推進法」関連

D は「DV防止法」関連

困 は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」関連

赤枠は重点ポイント